

旭川市飲用水等確保対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の水道事業が未設置の地域等における公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図ることを目的に、飲用水等の確保が困難な市民に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水道事業等

水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業及び同条第6項に規定する専用水道並びに飲料水供給施設及び組合水道をいう。

(2) 水道未普及地域

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第30号）第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4第1項に規定する給水区域以外の地域のうち、専用水道、飲料水供給施設又は組合水道が布設されていない地域（別図のとおり）をいう。

(3) 飲用水等

飲用、炊事用及び浴用その他日常生活に必要な水をいう。

(4) 供給施設

飲用水等を供給するための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 水道未普及地域において、居住の用に供する建物（別荘その他これに類するものを除く。

以下「対象家屋」という。）を所有し居住している者若しくは貸し付けている者又は対象家屋を借り受けて居住している者で、水源の枯渇又は水質悪化により対象家屋における飲用水等の確保が困難となった者

(2) 水道未普及地域において、対象家屋に新たに入居する者で、飲用水等の確保が必要な者

(3) 水道未普及地域以外の地域のうち水道事業等の利用が著しく困難と認められる地域において、対象家屋を所有し居住している者若しくは貸し付けている者又は対象家屋を借り受けて居住している者で、水道事業等以外の水源により対象家屋の飲用水等の確保が必要であり、かつ水源の枯渇又は水質悪化により飲用水等の確保が困難となった者

(4) 水道未普及地域以外の地域のうち水道事業等の利用が著しく困難と認められる地域において、対象家屋に新たに入居する者で、飲用水等の確保が必要な者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。ただし、当該各号の補助を受けた後、10年間の経過したときはこの限りではない。

- (1) この要綱による補助を既に受けたことがある者
- (2) この要綱による補助を受けて設置した供給施設を使用している者
- (3) この要綱による補助を受けて設置した供給施設を水源とする対象家屋を所有する者

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱による補助を受けることができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) その他法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあるなど、補助金を交付することが適当でないとして市長が判断した者

(補助対象事業)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる工事等で、市長が認めるものとする。

- (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設を設置する工事
- (2) 導水管その他導水に必要な施設を設置する工事
- (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設を設置する工事
- (4) 送水管その他送水に必要な施設を設置する工事
- (5) 配水池、配水管その他配水に必要な施設（宅内配管等は除く。）を設置する工事
- (6) 北海道飲用井戸等衛生対策要領（以下「対策要領」という。）第4-3(5)の規定による水質検査（初回分に限る。）

(水質検査等の実施)

第6条 補助対象者は、この要綱による補助を受けて設置した供給施設を使用する前に、対策要領第4-3(5)の規定による水質検査を実施しなければならない。

2 補助対象者は、前項の水質検査において水質が基準に適合していることを確認した後、供給施設を使用するに当たっては、対策要領に基づき、衛生管理、水質検査及び汚染防止対策等を実施するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、補助対象者につき120万円を限度額とする。
- 3 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請することができる者は、補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とし、一戸の対象家屋につき一人に限るものとする。

- (1) 対象家屋に居住する世帯の世帯主
- (2) 対象家屋を所有する者（第3条第1項第1号又は第3号に該当する場合に限る。）

2 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、あらかじめ飲用水等確保対策補助金交付申請書（様式第1-1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、補助対象事業に係る契約締結前に市長に提出しなければならない。

- (1) 工事予定場所の位置図
- (2) 工事設計図書（平面図）
- (3) 工事費等の内訳を明記した見積書の写し
- (4) 土地使用承諾書（様式第2号）（申請者の所有地以外で供給施設を設置する場合に限る。）
- (5) 市税に滞納がないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、同一の水源を共同で利用するために、第8条第1項の規定に該当する複数の者が共同で補助対象事業を行い供給施設を設置する場合において、当該複数の者が補助金の交付を申請するときは、それらの者のうちから補助対象事業の一切の権限を委任する申請者一人を選任することとし、当該申請者は、前項の期間内に、飲用水等確保対策補助金交付申請書（様式第1-1号）に代えて飲用水等確保対策補助金交付申請書兼代表者委任届（様式第1-2号）に前項各号に掲げる書類を添付して、補助対象事業に係る契約締結前に市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び別表の交付決定基準により、速やかにその内容を審査し、補助の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、当該決定をした者（以下「補助事業者」という。）に対し、速やかにその決定の内容を飲用水等確保対策補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、当該決定をした者に対し、速やかにその決定の内容を飲用水等確保対策補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条第2項及び第3項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に、補助金の交付の申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定による取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定等の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(状況報告及び調査)

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(変更承認等)

第13条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金の交付申請の内容を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、飲用水等確保対策補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、承認の可否を決定し、補助事業者に対し、その結果を飲用水等確保対策補助金変更承認等通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき若しくは完了しなかったとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、飲用水等確保対策補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に係る請求書又は領収書の写し(請求範囲が分かるもの)
- (3) 第6条第1項に規定する水質検査の結果の写し
- (4) 工事写真(着工前、工事中及び完成の写真で、共同利用の場合は共同利用できることが分かる写真)
- (5) 竣工図面(平面図で、共同利用の場合は共同利用できることが分かる図面)
- (6) 柱状図(ボーリング工事分)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飲用水等確保対策補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による報告に係る審査の結果、補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置を講じるよう指示するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第9条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定後においても適用するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助事業者は、第15条の規定による通知を受けたときは、市長に対し、飲用水等確保対策補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、特別な事由がない限り、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付しなければならない。

(補助金の返還等)

第19条 市長は、第17条第1項又は第2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(理由の提示)

第20条 市長は、第9条第1項の規定により補助金を交付しないことを決定するとき、第12条第2項若しくは第16条の規定による指示をするとき、第13条第2項の規定により変更若しくは中止若しくは廃止を承認しないとき又は第17条第1項若しくは第2項の規定により取消しをするときは、補助事業者に対し、その理由を示すものとする。

(関係書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第22条 補助事業者は、この要綱による補助を受けることにより取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付目的に反し、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊ししようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき又は当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年大蔵省令第15号）等を勘案して定める期間）を経過したときは、この限りではない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 交付決定基準（第9条第1項関係）

全ての申請者に対し、第8条第2項又は第3項の規定による申請の区別なく、次のとおり順位を付し、補助金の交付を決定する。

- 1 申請者のうち、この要綱による補助金の交付を受けたことがない者並びに補助金の交付を受けて設置した供給施設及びその供給施設を水源とする対象家屋の所有者又は使用者ではない者を優先する。
- 2 前項で優先した者（前項に該当する者がいない場合は、全ての申請者）のうち、次の各号に掲げる順に順位を付する。
 - (1) 第3条第1項第1号に該当する者
 - (2) 第3条第2項第2号に該当する者
 - (3) 第3条第2項第3号に該当する者
 - (4) 第3条第2項第4号に該当する者
- 3 前項各号において、該当する者が複数あるときは、抽選により当該者の順位を付することとする。
- 4 前3項の規定により付した順位により、交付金の合計額が予算額を超えない範囲で交付決定を行う。